

(平成24年4月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 60 年 6 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日まで
の毎年 8 月頃及び 12 月頃 (賞与)

私は、昭和 60 年 6 月から平成 19 年 5 月まで A 株式会社勤務し、営業をしていた。振込みであった基本給以外に、月初めの会議の時に社長から現金で 10 万円から 12 万円ぐらいの歩合給を支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、この歩合給の分が標準報酬月額に含まれていない。歩合給の明細は渡されなかったが、毎月本社に歩合を報告していた用紙の控えを持っている。

また、毎年 8 月頃と 12 月頃の 2 回、賞与が支給されていたが、全く記録が無い。

当時の同僚も私と同じように給与の支給額と標準報酬月額とが相違し、賞与の記録が無いようなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「振込みであった基本給以外に、現金で歩合給が支給されていた。歩合給からも厚生年金保険料が控除されていたと思うが、標準報酬月額に歩合給が含まれていない。」と主張している。

しかしながら、A 株式会社の当時の事業主は、「現金で支給していたのは報奨金であり、報奨金については標準報酬月額の算定の対象とはなっておらず、保険料を控除することもなかった。」と証言している上、年金事務所が

保管する同社に係る平成 16 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表によると、同社では、非固定的賃金は標準報酬月額の算定対象に含めていないことが確認できる。

また、当時の A 株式会社の同僚 3 人は、「月初めの会議で支給されたのは、キャンペーンの報奨金であった。報奨金から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、「勤務した昭和 60 年 6 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日までの期間において、毎年 8 月頃及び 12 月頃に賞与が支給されていたが、標準賞与の記録が無い。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険法では、賞与について、標準賞与額を算定し、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは、平成 15 年 4 月 1 日からであることから、申立期間②のうち、7 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの期間に支払われた賞与については、特別保険料として厚生年金保険料を賞与から控除した時期であるが、制度上、年金給付額の計算に反映される標準賞与額として認められない。

また、申立期間②のうち、平成 15 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間について、当時の同僚は、「15 年から賞与は支給されていない。私が所持している賞与明細書は 14 年の 12 月分までしかない。」と証言している。

さらに、A 株式会社の当時の事業主から聴取したものの、賞与の支給が確認できる資料は保管しておらず、当該期間において賞与が支給されていたことは確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月から同年12月まで
② 昭和35年5月から同年11月まで
③ 昭和36年6月から同年12月まで

申立期間①及び③については、世話役と一緒にA都道府県の株式会社Bに季節労働者として働きに行き、現場で作業員として働いた。申立期間③については、夫婦一緒に季節労働者として働きに行き、妻はC職として働いた。当時、同じように夫婦で働いていた人がいたことを記憶している。

申立期間②については、以前、季節労働者として働きに行ったA都道府県のD株式会社に、季節労働者として働きに行き、私は作業員として、妻はC職として、3か所の現場で一緒に働いた。

いずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、「株式会社Bに季節労働者として働きに行き、作業員として現場で働いた。」と主張しているところ、申立人は、勤務した現場について具体的に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bでは、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を確認したが、申立期間①において、申立人及び一緒に働いたとする同僚の氏名は無く、申立期間③において、申立人及び一緒に働いたとするその妻、同僚夫婦の氏名は無いことから、厚生年金保険には加入させていない。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険

料を控除することはなかったと思う。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間①及び③当時、株式会社Bには、数か所の現場があり、1か所に30人から40人の季節労働者が働いていた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、被保険者期間からみて季節労働者であることがうかがえる者の加入記録は、昭和39年までほとんど見られない上、同年に資格を取得した者のうちの一人は、「私は、昭和28年頃から毎年、季節労働者として働きに行き、10年後ぐらいの39年に厚生年金保険に加入させてもらったが、それまでは厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除も無かった。」と証言している。

さらに、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人、申立期間③において申立人及びその妻の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、E市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間①及び③において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「D株式会社に、妻と一緒に季節労働者として働きに行き、現場で働いた。」と主張しているところ、申立人及びその妻は、勤務した現場について具体的に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の季節労働者に対する厚生年金保険の取扱いが確認できない上、申立人は、「申立期間中に働いたF現場には50人、G及びH現場にはそれぞれ15人ぐらいの季節労働者がいた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において資格を取得した者は8人であり、同社では、申立期間②当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D株式会社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者について、当時の厚生年金保険の取扱いについて照会し、回答があった者のうちの一人は、「私は、昭和33年から14回、毎年出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録は33年しかなく、それ以外は国民健康保険証を持参していた。」と証言している。

さらに、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人及びその妻の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、E市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 36 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間①については、A都道府県のB株式会社に、夫婦で季節労働者として働きに行き、私はC職として、夫は作業員として、3か所の現場で働いた。

申立期間②については、世話役と一緒にA都道府県の株式会社Dに季節労働者として働きに行き、私はC職として、夫は作業員として、現場で働いた。当時、同じように夫婦で働いていた人がいたことを記憶している。

いずれも厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B株式会社に、夫と一緒に季節労働者として働きに行き、現場で働いた。」と主張しているところ、申立人及びその夫は、勤務した現場について具体的に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B株式会社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の季節労働者に対する厚生年金保険の取扱いが確認できない上、申立人の夫は、「申立期間中に働いたE現場には50人、F及びG現場にはそれぞれ15人ぐらいの季節労働者がいた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において資格を取得した者は8人であり、同社では、申立期間①当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B株式会社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者に

ついて、当時の厚生年金保険の取扱いについて照会し、回答があった者のうちの一人は、「私は、昭和 33 年から 14 回、毎年出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録は 33 年しかなく、それ以外は国民健康保険証を持参していた。」と証言している。

さらに、B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①において申立人及びその夫の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、H 市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間①において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「株式会社 D に季節労働者として働きに行き、夫と一緒に現場で働いた。」と主張しているところ、申立人及びその夫は、勤務した現場について具体的に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社 D では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を確認したが、申立期間②において、申立人及び一緒に働いたとするその夫、同僚夫婦の氏名は無いことから、厚生年金保険には加入させていない。また、厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除することはなかったと思う。」と回答している。

また、申立人及びその夫は、「申立期間②当時、株式会社 D には、数か所の現場があり、1 か所に 30 人から 40 人の季節労働者が働いていた。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、被保険者期間からみて季節労働者であることがうかがえる者の加入記録は、昭和 39 年までほとんど見られない上、同年に資格を取得した者のうちの一人は、「私は、昭和 33 年頃から毎年、夫と一緒に季節労働者として働きに行き、C 職として働いたが、会社が厚生年金保険に加入させるまでは、国民健康保険証を持参していた。」と証言している。

さらに、株式会社 D に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②において申立人及びその夫の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、H 市町村が保管する国民健康保険被保険者台帳の記録から、申立人は、申立期間②において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。